

所得税の必要経費／弁護士会役員の交際費等

第 47 回 2012 年（平成 24 年）12 月 7 日

発表 大竹 千聡

※MJS 租税判例研究会は、株式会社ミロク情報サービスが主催する研究会です。

※MJS 租税判例研究会についての詳細は、MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページをご覧ください。

<MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページ>

<http://www.mjs.co.jp/seminar/kenkyukai/>

第 47 回 MJS 租税判例研究会

平成 24 年 12 月 7 日(金)

大 竹 千 聡

所得税の必要経費／弁護士会役員の交際費等

原審 東京地裁 平成 21 年(行ウ)第 454 号
平成 23 年 8 月 9 日判決→納税者の請求棄却→納税者控訴

控訴審 東京高裁 平成 23 年(行コ)第 298 号
平成 24 年 9 月 19 日判決→原判決一部取消→国側上告申立

1. 事案の概要

(1) 概要

本件は、弁護士業を営み、仙台弁護士会会長や日本弁護士連合会(以下「日弁連」)副会長等の役員を務めた原告が、これらの役員としての活動に伴い支出した懇親会費等を事業所得の金額の計算上必要経費に算入し、また、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」)の額の計算上、課税仕入に該当するとして、所得税及び消費税等の確定申告をしたところ、

処分行政庁である仙台中税務署長が、これらの費用については、所得税法 37 条 1 項に規定する必要経費に算入することはできず、また、消費税法 2 条 1 項 1 2 号に規定する課税仕入には該当しないなどとして、所得税及び消費税等の更正処分並びに過少申告加算税の賦課決定処分を行ったのに対し、

原告が、これらの支出の大部分が事業所得の金額の計算上必要経費に当たり、また、消費税等の額の計算上課税仕入にも該当すると主張して、上記各処分の一部の取消しを求めた事案である。

(2) 事実関係

原告は、平成 13 年 6 月から平成 16 年 6 月まで日弁連の弁護士業務改革委員会副委員長兼パラリーガル検討プロジェクトチームリーダーを、平成 15 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日まで東北弁護士会連合会(以下「東北弁連」)の理事を、平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日まで仙台弁護士会の常議員を務めていた。

また、平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日まで仙台弁護士会会長及び

日弁連理事を務め、同年4月1日から平成18年3月31日まで日弁連副会長を務めた。

(3) 原告に対する課税処分の経緯等

- ① 原告は、仙台中税務署長に対し、平成17年3月8日には原告の平成16年分の所得税につき、平成18年3月8日には原告の平成17年分の所得税並びに平成17年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成17年課税期間」）に係る消費税等につき、それぞれ確定申告書を提出し、平成20年2月29日、上記各確定申告書に関し、修正申告をした。
- ② 仙台中税務署長は、平成20年3月11日付けで、原告の平成16年分及び平成17年分の所得税の更正処分及び上記各年分の過少申告加算税の賦課決定処分をした。
また、同日付けで、原告の平成17年課税期間の消費税等の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をした。
- ③ 原告は、平成20年5月2日、仙台中税務署長に対し、上記②の各処分を不服として異議申立てをしたところ、仙台中税務署長は、同年7月4日付けで、原告の異議申立てをいずれも棄却する旨の決定をした。
- ④ 原告は、平成20年8月1日、国税不服審判所長に対し、上記②の各処分に対する審査請求をしたところ、国税不服審判所長は、平成21年3月24日付けで、平成16年分の所得税についての更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を一部取り消し、その余の審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした。
- ⑤ 原告は、平成21年9月17日、本件訴えを提起した。

(4) 争点

- ① 本件各支出を所得税法37条1項に規定する必要経費に算入することができるか否か。
- ② 本件各消費税関係支出が消費税法2条1項12号の課税仕入に該当するか否か。

なお、②の消費税等については、必要経費になれば課税仕入になるので今回では取り上げない。

2. 当事者の主張と判決

各主張と判決を (1) ~ (3) の論点に分けて、表記する。

(1) 本件各支出は、所得税法 37 条 1 項に規定する事業所得に係る必要経費のうち、販売費や一般管理費のように特定の収入との対応関係を明らかにできないもの（その年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用。以下「一般対応の必要経費」）に該当するか否か

(国側の主張)

一般対応の必要経費の該当性は、当該事業の業務内容、当該支出の相手方、当該支出の内容等の個別具体的な諸事情から社会通念に従って客観的に判断して、当該事業の業務と直接関係を持ち、かつ、専ら業務の遂行上必要といえるかによって判断すべきであり、

そのような判断の下、必要経費と認識し得ない支出や費用については、家事費として経費不算入とすべきであり、また、それが必要経費であるか家事費であるか判断としない支出や費用については、家事関連費として、原則経費不算入とすべきである。

(原告の主張)

所得税法 37 条に定める必要経費のうち、いわゆる一般対応の必要経費については、その文言及び性質上、支出と収入の直接関連性は必要とされていないから、会務活動に伴う支出は、いずれも必要経費に該当するというべきである。

(東京地裁の判決)

事業所得の金額の計算上必要経費が総収入金額から控除されることの趣旨や所得税法等の文言に照らすと、ある支出が事業所得の金額の計算上必要経費として控除されるためには、当該支出が所得を生ずべき事業と直接関係し、かつ当該業務の遂行上必要であることを要すると解するのが相当である。

(東京高裁の判決)

事業所得の金額の計算上必要経費が総収入金額から控除されることの趣旨や所得税法等の文言に照らすと、ある支出が事業所得の金額の計算上必要経費として控除されるためには、当該支出が事業所得を生ずべき業務の遂行上必要であることを要すると解するのが相当である。

これに対し、被控訴人は、一般対応の必要経費の該当性は、当該事業の業務と直接関係を持ち、かつ、専ら業務の遂行上必要といえるかによって判断すべきであると主張する。しかし所得税法施行令 96 条 1 号が、家事関連費のうち必要経費に算

入することができるものについて、経費の主たる部分が「事業所得を…生ずべき業務の遂行上必要」であることを要すると規定している上、ある支出が業務の遂行上必要なものであれば、その業務と関連するものでもあるというべきである。それにもかかわらず、これに加えて、事業の業務と直接関係を持つことを求めると解釈する根拠は見当たらず、「直接」という文言の意味も必ずしも明らかではないことからすれば、被控訴人の上記主張は採用することができない。

(2) 日弁連及び弁護士会の事務の遂行も含めた弁護士業務全体が、所得税法37条1項に定める「所得を生ずべき業務」に該当するか否か

(国側の主張)

所得税法27条1項及び所得税法施行令63条に照らせば、一義的には事業所得を生ずべき「事業」とは、「自己の計算と危険において営利を目的とし対価を得て継続的に行う事業」といえるが、事業と非事業の区別の基準は必ずしも明確ではなく、ある経済的活動が事業に該当するかどうかは、活動の規模と態様、相手方の範囲等、種々のファクターを参考として判断すべきであり、最終的には社会通念によって決定するほかない。

したがって、弁護士が弁護士としての地位に基づいて行った活動により得た所得がすべからず事業所得に分類されるとは解されず、個々の弁護士の経済的活動の営利性や有償性の有無、継続性や反復性の有無のほか、自己の危険と計算による企画遂行性の有無、その行為に費やした精神的・肉体的労力の程度、人的及び物的設備の有無、資金の調達方法、その経済的行為の目的、その行為をすることにより相当程度の期間継続して安定した収益を得られる可能性の有無などの客観的な諸要素を総合考慮して社会通念に照らして客観的に判断すべきものであり、このような考察、検討を行わずに、「弁護士業」が所得税法27条1項及び所得税法施行令63条11号に規定する事業所得の対象となる「事業」に該当することの一事をもって、弁護士の業務全般に関連して生じた費用が事業所得に係る一般対応の必要経費に該当するとの原告の主張は、独自の見解を論ずるものというほかなく、失当である。

また、原告は、弁護士会等の会務活動が事業所得を生ずべき「事業」に当たるとした上、本件各支出がそのような事業との関係で一般対応の必要経費に該当すると主張しているものと思われる。

しかし、弁護士会等とその役員との間の法的関係については、民法643条以下に定められた委任（準委任を含む。）又はこれに類する関係にあると認められ、弁護士会等の役員は、法人又は法人格なき社団である弁護士会等の機関（組織）として定められた職務権限の範囲内で人的役務を提供し、その活動から生じた成果又は結果は、その全てが直接弁護士会等に帰属するものと認められるから、危険負担は

役員個人ではなく弁護士会等が負うのであって、弁護士会等の役員が人的役務等を提供するに当たっては、役員個人の知識や経験等に基づく自主性がある程度認められるにしても、当該人的役務等は基本的に、弁護士会等の目的や弁護士会等が機関決定した運営方針等の枠組みの下に提供されるのであるから、弁護士会等の一般的指揮監督に服するものといえることができる。

このような観点から、弁護士会等の役員が提供する上記人的役務等の性質に鑑みると、弁護士会等の役員が提供する人的役務等は、自己の計算と危険において独立して提供されるものには該当せず、他人の指揮監督（弁護士会等が機関決定した方針など）の下に提供されるものであるから、そのような活動は継続的に行われていたとしても、事業所得を生ずべき「事業」には該当しないというべきである。

（原告の主張）

所得税法37条1項に定める「所得を生ずべき業務」とは、同法27条及び37条に規定する「事業」と同一と解すべきであり、弁護士業は所得税法施行令63条11号に規定するサービス業に該当すると解されているから、弁護士の業務全体が「所得を生ずべき業務」に当たる。

弁護士は、弁護士会を設立し、弁護士会は日弁連を設立し、弁護士会等の活動を通し、最高度の自治の中で、弁護士自らが弁護士の使命を實踐することが弁護士法により求められている。そして、弁護士にとって、弁護士会に入会し、日弁連に登録することは、弁護士の業務の開始及び存続の要件であり、日弁連及び弁護士会の会務活動は、弁護士制度と弁護士に対する社会的信頼を維持し弁護士の事務の改善に資するものである。したがって、会務活動は、弁護士としての業務のために必要かつ不可欠なものであり、弁護士業務の重要な一部であり、弁護士の事業活動そのものである。

弁護士会等の役員としての活動は、当然ながら弁護士規則等に沿って行う必要があり、原告個人の随意で全てが決定できるものではないが、誰か雇用主に当たるものの指揮監督を受けて活動していたわけではないし、日々の行動について監視を受けていたものではないから、上記のような事情により、原告の行った弁護士会務活動が、事業所得を生ずべき活動の一部としての性質を失うものではない

（東京地裁の判決）

弁護士は、当事者等の依頼又は官公署の委託によって、訴訟事件、非訟事件等の法律事務を行うことを職務とし、法律事務を行う対価として報酬を得ることで事業所得を得ているのであるから、弁護士が弁護士の地位に基づいて行う活動のうち、所得税法上の「事業」に該当する活動とは、事業主である弁護士がその計算と危険において報酬を得ることを目的として継続的に法律事務を行う経済活動をいうことになる。

弁護士会及び日弁連の目的は、弁護士等の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことにあり、これらの目的の下に行われる活動等から生ずる成果は、当該活動を行った弁護士個人に帰属するものではなく、弁護士会や日弁連ひいては弁護士等全体に帰属するものと解される。また、弁護士会等は、会費を徴収するなどして活動に必要な支出に充てていること等が認められ、弁護士会等の役員としての活動に必要な資金や人的物的資源は、基本的には弁護士会等によって調達されるものであるということが出来る。

以上のような事情の下で原告が弁護士会等の役員として行う活動を社会通念に照らして客観的にみれば、その活動は、原告が弁護士として対価である報酬を得て法律事務を行う経済活動に該当するものではなく、社会通念上、弁護士の所得税法上の「事業」に該当するものではないというべきである。

(東京高裁の判決)

弁護士会とは、弁護士及び弁護士法人(以下「弁護士等」)を会員とし、弁護士等の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする法人であり(弁護士法31条、36条、36条の2)日弁連は、弁護士等及び弁護士会を会員とし、弁護士等及び弁護士会の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする法人である(同法45条、47条)。また、東北弁連は、仙台高等裁判所の管轄区域内の弁護士会が、共同して特定の事項を行うため、日弁連の承認を受けて設けた法人格なき社団であり(同法44条参照)仙台高等裁判所の管轄区域内の弁護士会の連絡及びこれらの弁護士会所属会員相互間の協調、共済並びに懇親に関する事項のほか、弁護士等の品位保持及び業務改善に関する事項を行うこと等を目的としている)。なお、仙台弁護士会会長、東北弁連理事、日弁連理事及び日弁連副会長は、それぞれの団体の役員である。また、仙台弁護士会常議員会とは、同弁護士会の運営に関する事項等を審議することを目的とする同会の機関であり日弁連弁護士業務改革委員会とは、弁護士業務改革のため調査、研究等を行うことを目的とする日弁連の機関である。

そうすると、弁護士会等と個々の弁護士は異なる人格であり、弁護士会等の機関を構成する弁護士がその権限内でした行為の効果は、弁護士会等に帰属するものであるから、控訴人が弁護士会等の役員等(弁護士会等の各種委員会の委員等を含む。以下同じ。)として行う活動は、弁護士会等の業務に該当する余地はあるとしても、社会通念上、控訴人の「事業所得を生ずべき業務」に該当すると認めることはできない。

(3) 本件各支出が必要経費に該当するか否か

(国側の主張)

弁護士会等と役員との法的関係は、上記のとおり委任又は委任類似関係にあるから、受任者である役員が委任事務の処理に必要と認められる費用を負担した場合には、委任者たる弁護士会に対して費用償還請求をし得るといえ、原告が弁護士会等の役員であるがゆえに負担した費用のうち、弁護士会等の事務の遂行上必要なものがあるというのであれば、それは弁護士会等に費用償還請求すべき費用というべきであるし、本件各支出は、およそ弁護士会の事務の処理に必要なものとする認められない費用であり、費用償還請求し得るものではないとも解されるのであって、いずれにしても原告の事業所得の計算上必要経費たり得ないというべきである。

(原告の主張)

弁護士の会務活動は、弁護士業務そのものであるから、これに伴って支出した費用は弁護士の業務について支出した費用として、一般対応の必要経費に該当するのであって、会務に伴って行われる懇親会費等の飲食費の支払についても、機関決定に基づく懇親会や出席が必要な会合に出席して支出したものであり、原告の主観的判断に基づくものではないから、仮に原告が弁護士でなく、会務に従事していなければ、支出する可能性がないことが明らかな費用であり、客観的に明白に所得を生ずべき業務に関連して支出した経費であり、一般対応の必要経費に該当する。

なお、日弁連事務次長への香典であるが、事務次長は、副会長である原告を補佐する立場の弁護士であることから、原告の会務に付随する支出として香典を出したものであり、原告の会務活動に関連する支出として、一般対応の必要経費である。

(東京地裁の判決)

「事業」に該当するものではないとすると、弁護士会等の役員として出席した酒食を伴う懇親会等の費用については、これらが弁護士会等の役員としての活動との関連で支出されたものであるからといって、原告の事業所得を生ずべき業務に直接関係して支出された必要経費であるということとはできない。

また原告が弁護士会会長に立候補するための活動費用等は、弁護士会等の役員としての活動との関連で支出されたもの、あるいは、弁護士会等の役員としての活動の準備として支出されたものというのが相当であるから、弁護士会の役員に就任するための活動に必要な費用の支出が、原告の事業所得を生ずべき業務に直接関係して支出された必要経費であるということとはできない。

(東京高裁の判決)

控訴人の弁護士会等の役員等としての活動が控訴人の「事業所得を生ずべき業務」

に該当しないからといって、その活動に要した費用が控訴人の弁護士としての事業所得の必要経費に算入することができないというものではない。

なぜなら、控訴人が弁護士会等の役員等として行った活動に要した費用であっても、これが、控訴人が弁護士として行う事業所得を生ずべき業務の遂行上必要な支出であれば、その事業所得の一般対応の必要経費に該当するといえることができるからである。

弁護士会等の活動は、弁護士に対する社会的信頼を維持して弁護士業務の改善に資するものであり、弁護士として行う事業所得を生ずべき業務に密接に関係するとともに、会員である弁護士がいわば義務的に多くの経済的負担を負うことにより成り立っているものであるといえることができるから、弁護士が人格の異なる弁護士会等の役員等としての活動に要した費用であっても、弁護士会等の役員等の業務の遂行上必要な支出であったといえるのであれば、その弁護士としての事業所得の一般対応の必要経費に該当すると解するのが相当である。

弁護士会等の目的やその活動の内容からすれば、弁護士会等の役員等が、所属する弁護士会等又は他の弁護士会等の公式行事後に催される懇親会等、弁護士会等の業務に関係する他の団体との協議会後に催される懇親会等に出席する場合であつて、その費用の額が過大であるとはいえないときは、社会通念上、その役員等の業務の遂行上必要な支出であつたと解するのが相当である。(ただし、二次会を除く)

また、弁護士会等の役員等が、自らが構成員である弁護士会等の機関である会議体の会議後に、その構成員に参加を呼び掛けて催される懇親会等、弁護士会等の執行部の一員として、その職員や、会務の執行に必要な事務処理をすることを目的とする委員会を構成する委員に参加を呼び掛けて催される懇親会等に出席することは、それらの会議体や弁護士会等の執行部の円滑な運営に資するものであるから、これらの懇親会等が特定の集団の円滑な運営に資するものとして社会一般でも行われている行事に相当するものであつて、その費用の額も過大であるとはいえないときは、社会通念上、その役員等の業務の遂行上必要な支出であつたと解するのが相当である。(ただし、二次会を除く)

弁護士が弁護士会等の役員に立候補した際の活動に要した費用のうち、立候補するために不可欠な費用であれば、その弁護士の事業所得を生ずべき業務の遂行上必要な支出に該当するが、その余の費用については、これに該当しないと解するのが相当である。

日弁連副会長の活動の補助者である日弁連事務次長の父親の逝去に伴う香典であるが、日弁連を代表して控訴人が支出したというようなものではないことは明らかであり、控訴人とその日弁連事務次長とは日弁連執行部メンバーとしての交流しかなかったことを考慮しても、社会通念上、日弁連副会長の業務の遂行上必要な支出であつたとまではいえない。したがって、控訴人の事業所得の一般対応の必要経費に該当すると認めることはできない。

3. 検討

(1) 国税不服審判所の判決(平成21年3月24日裁決)

弁護士会役員としての活動費及び弁政連会費等は、弁護士業務に直接の関連を有し、業務遂行上通常必要な支出とは認められないが、記念品及び挨拶状については、顧問先等に配布されたものであり、弁護士業務の広告宣伝を目的とするものと認められるから、弁護士会等の役員の就退任に際して作成されたものであるとしても、作成費用等は必要経費である

(2) 地裁の判決

一般対応の必要経費は、業務と直接の関係が必要

↓

弁護士会等の活動は、弁護士の業務に該当しない

↓

弁護士会等の活動費用は、一般対応の必要経費ではない

(3) 高裁の判決

一般対応の必要経費は、業務の遂行上必要なものであればその業務と直接関係を持つことを求めない

↓

弁護士会等の活動は、弁護士の業務に該当しない

↓

弁護士会等の活動費用は、業務に該当しないからといって、その活動に要した費用が弁護士としての事業所得の必要経費に算入することができないというものではない

(4) 私見

①国側は、「一般対応の必要経費＝家事関連費のうちの必要経費」のような主張をしているが、

条文構成から考えると、所得税法37条1項に規定する「一般対応の必要経費」と45条に規定する「必要経費にならないもの」はそもそも対象としているものが違う。45条は、家事費と家事関連費について規定したものである。

裁判所の判決も、この点については言及していない。

しかし、そのような観点にたてば、懇親会のあとの二次会も、弁護士会の事務次長に対する香典も、家事関連費とは考えにくい。

<家事関連費について>

(国側の主張)

家事関連費とは、必要経費と家事費の性質を併有している費用であり、これは原則として必要経費に算入できないが、家事関連費のうち、所得税法施行令96条にいう「業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明確に区分できる」場合等は、その部分に限って必要経費に算入されるものと解すべきであり、上記場合に該当し、必要経費であることについては、納税者側に主張立証責任があることになる。

本件各支出は、その内容等の具体的な諸事情から客観的に判断して、家事費あるいは家事関連費に該当し、原告の事業所得の計算上必要経費に算入できないことは明らかである。

(原告の主張)

所得税法45条及び所得税法施行令96条は、必要経費でない経費を創設したものではなく、事後的及び客観的に見て納税者において業務関連性に係る一定の区別の基準を設けてそれに該当することを明らかにすべき旨を規定したものであると解されるから、飲食を伴う会合の費用を、機械的に「家事関連費」とするのは誤りであって、飲食を伴う会合の費用であっても、客観的に明白に所得を生ずべき業務に関連して支出した経費であるならば、一般対応の必要経費であり、家事関連費には当たらない。

<金子宏「租税法」第10版、弘文堂>

ある支出が必要経費として控除されうるためには、それが事業活動と直接の関連をもち、事業の遂行上必要な費用でなければならない。

家事費とは、衣服費・食費・住居費・娯楽費・教養費等のように、個人の消費生活上の費用のことで、必要経費には算入されない。

家事関連費は、接待費・交際費などにその例が多いが、必要経費と家事費の性質を併有している費用であって、その主たる部分が業務の遂行上必要であり、かつその必要である部分を明確に区分できる場合等は、その部分に限って必要経費に算入される。

②個人事業主の必要経費

-法人と個人の格差-

法人が同業者団体と懇親会をし、二次会に行っても、会社の経費になる。

弁護士として参加している懇親会の二次会がなぜ必要経費にならないのか?!

-給与所得控除と事業主の経費の格差-

給与所得者は、収入に応じて一定の給与所得控除が認められている。

個人事業主は、青色申告の65万円控除しか認められていない。

-日弁連の会長選挙-

税理士会とは異なり、日弁連は、全国の弁護士一人一人に選挙権がある。

そのため、会長候補者はそれぞれの地域で顔の効く弁護士と全国を行脚し、その経費は1億円とも言われている。

現状、その費用を必要経費にしている人はいない。

-今後の動向-

例えば、芸能人である場合の衣装代、作家の場合の旅行費用など、きっちりと区別できない場合が多々ある。

ケースバイケースで対応してきたこれまでの税理士の判断が、今回の高裁の判決、今後の最高裁の判決で拘束されてしまう危険性

(5) 当日の議論

二次会が必要経費とされない判決について、二次会は気の合うもの同士が行くことが多いので仲良しクラブ的なものではないか?!

ただし、二次会であっても、先輩に気を遣ってなくなく行く場合もあるのでは?!

税理士会の中の囲碁部やゴルフ部などは、同業者との懇親を深める目的で入っているものではないのか?!

法人は飲食代の一人5000円基準が出来てから、バーでもスナックでも一人5000円未満なら交際費にならない。

個人事業主との違いが大きすぎる。

どの業界も政治連盟の会費は、必要経費に認められていない。強制加入ではないとしても、それが必要経費にならないのはおかしいのではないか?!

今回の判決は士業に限定されるものである。
ただし、弁護士や税理士のように必ず登録しなければならない弁護士会や税理士会と違って、医者や医師会は任意である。医者の場合はどう考えるのか?!
ちなみに、日弁連の会長選と同様、会計士会の会長選も1億かかると言われている。

ある税理士は、背広を必要経費にしている。仕事をする上で必要なもの、仕事をしなければ必要ないものなので、必要経費である。
背広は、仕事以外でも着る機会があるので、それは無理ではないか?!
鞆は仕事用に限定すればいいのでは?!

ある税理士は、交際費に数百万という金額を計上していたため、税務調査で金額が多いと指摘されたが、その金額は、当初支出した金額から十数パーセントは家事費としてカットして、申告していたため、それが認められた。

ある支出が経費になるか否かは、金額的にどうこう言うものではなく、それが必要経費であるか否かが問題である。

個人は、事業活動と消費活動を併有している。その支出が、事業活動なのか消費活動なのかという論点に経てば、違った見方ができるのではないか?!

〈関係条文〉

所得税法 第二十七条

事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で政令で定めるものから生ずる所得（山林所得又は譲渡所得に該当するものを除く）をいう。

2 事業所得の金額は、その年中の事業所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする。

所得税法 第三十七条

その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額（事業所得の金額及び雑所得の金額のうち山林の伐採又は譲渡に係るもの並びに雑所得の金額のうち第三十五条第三項（公的年金等の定義）に規定する公的年金等に係るものを除く。）の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用（償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。）の額とする。

所得税法 第四十五条

居住者が支出し又は納付する次に掲げるものの額は、その者の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入しない。

一 家事上の経費及びこれに関連する経費で政令で定めるもの

所得税法施行令 第六十三条

法第二十七条第一項（事業所得）に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業（不動産の貸付業又は船舶若しくは航空機の貸付業に該当するものを除く）とする。

- 一 農業
- 二 林業及び狩猟業
- 三 漁業及び水産養殖業
- 四 鉱業（土石採取業を含む。）
- 五 建設業
- 六 製造業
- 七 卸売業及び小売業（飲食店業及び料理店業を含む。）
- 八 金融業及び保険業
- 九 不動産業
- 十 運輸通信業（倉庫業を含む。）

- 十一 医療保健業、著述業その他のサービス業
- 十二 前各号に掲げるもののほか、対価を得て継続的に行なう事業

所得税法施行令 第九十六条

法第四十五条第一項第一号（必要経費とされない家事関連費）に規定する政令で定める経費は、次に掲げる経費以外の経費とする。

- 一 家事上の経費に関連する経費の主たる部分が不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができる場合における当該部分に相当する経費
- 二 前号に掲げるもののほか、青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている居住者に係る家事上の経費に関連する経費のうち、取引の記録等に基づいて、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務の遂行上直接必要であったことが明らかにされる部分の金額に相当する経費

<国税不服審判所の必要経費の裁決事例>

- 1. ロータリークラブの会費は事業所得の金額の計算上必要経費の額に算入することはできないとした事例
(昭和 58 年 1 月 27 日裁決)

家事関連費が必要経費として控除されるためには、業務上の必要性及びその必要である部分が客観的に明らかでなければならないものと解されるどころ、請求人においてロータリークラブの例会を中心とする各種会合に参加し、各種職業の経営者と懇親を深め、社会的信用を高めることは、請求人の公認会計士としての業務に何らかの利益をもたらすであろうことは否定できないが、ロータリークラブに入会したこと及びその例会に参加することが主として業務上の必要性に基づくものであると客観的に認めることはできないので、本件ロータリークラブ年会費の額を事業所得の金額の計算上必要経費の額に算入することはできない。

- 2. 請求人が支出した諸会費等が家事関連費に該当するとしても、業務の遂行上直接必要な部分を明らかにすることができないから、必要経費の額に算入することはできないとした事例
(平成 13 年 3 月 30 日裁決)

請求人は、同人が支出した諸会費等（同窓会費、共済負担金、英会話研修費、旅費交通費、同窓会主催旅行の参加費用等）は、請求人の業務の遂行上必要な経費であるから、必要経費の額に算入すべきである旨主張する。

しかしながら、支出した経費が、業務の遂行上直接必要である場合はもちろんのこと、それが家事関連費であっても、[1] その主たる部分が業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分できる場合、及び [2] 青色申告であれば取引の記録等に基づき業務の遂行上直接必要な部分を明らかにすることができる場合に、それぞれその明らかな部分を必要経費に算入することができることとされているところ、請求人の主張する諸会費等はいずれも家事費又は家事関連費と認められ、家事関連費に該当するとしても、業務の遂行上直接必要な部分を明らかにすることはできないから、これを必要経費の額に算入することはできない。

3. 修士及び博士課程の授業料等並びに米国の大学への寄付金は弁護士業に係る事業所得の必要経費とすることはできないとした事例 (平成 15 年 10 月 27 日裁決)

弁護士業を営む請求人は、大学院の修士及び博士課程の授業料等並びに米国 K 大学への寄付金は業務遂行上必要な支出であるから事業所得の金額の計算上必要経費に算入される旨主張する。

しかしながら、修士及び博士課程の専攻は、請求人の営む弁護士業と関連性を有していることは認められるものの、むしろ請求人の自己研鑽のため進学したものと認めるのが相当で、また、当該寄付金の支出は、請求人の善意的な心情からのものと認められ、いずれも業務遂行上直接かつ通常必要なものとは認められず、事業所得を生ずべき業務について生じた費用ではないから、所得税法第 37 条第 1 項に規定する必要経費とすることはできない。